

答申第 93 号

答 申

1 審査会の結論

令和 6 年 7 月 24 日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年 8 月 6 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、令和 6 年 7 月 24 日付けで次のとおり本件開示請求を行った。

津市立〇〇中学校に関する以下の文書（①～⑩については 2023 年 8 月以降の分。⑪については 2024 年度の分）

- ① 年間行事予定（教職員用のもの）
- ② 産業医の出勤記録
- ③ 衛生委員会（「学校安全衛生委員会」等、名称が異なるものも含む）が開催されたことが示された文書の一切（各回ごとの議事録等）
- ④ 職場巡視記録
- ⑤ 産業医に支払う人件費として用意された金額が記された文書
- ⑥ 選任された衛生管理者の氏名が示された文書
- ⑦ 教職員時間割
- ⑧ 県費負担非常勤講師全員分の任用時間数が示された文書
- ⑨ 県費負担非常勤講師全員分の所定勤務時間外労働時間の記録
- ⑩ 県費負担非常勤講師全員に支払う人件費のうち、所定勤務時間外労働に対する人件費として用意された金額が示された文書
- ⑪ 校内見取り図

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

①について

ア 令和 5 年度 学校行事等年間計画一覧表

イ 令和 6 年度 学校行事等年間計画一覧表

③について

- ア 令和５年度１０月学校安全衛生委員会 議事録
- イ 令和５年度２月学校安全衛生委員会 議事録
- ウ 職場安全衛生会議議事録・【兼】報告書
- エ 職場安全衛生会議議事録・【兼】報告書

④について

巡視記録

⑥について

- ア 学校安全衛生委員会名簿令和５年４月１日現在
- イ 学校安全衛生委員会名簿令和６年４月１日現在

⑦について

- ア ○○中学校時間割 令和５年版
- イ ○○中学校時間割 令和６年版

⑧について

人事異動通知書

⑪について

令和６年度教室配置図

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、令和６年８月６日付けで本件処分を行った。なお、本件開示請求のうち⑤に係る文書は、他の実施機関により開示に係る決定がなされている。

ア 開示しない部分

- ② 産業医の出勤記録
- ⑧ 人事異動通知書の時間額
- ⑨ 県費負担非常勤講師全員分の所定勤務時間外労働時間の記録
- ⑩ 県費負担非常勤講師全員に支払う人件費のうち、所定勤務時間外労働に対する人件費として用意された金額が示された文書
- ⑪ 令和６年度教室配置図

イ アを開示しない理由

- (ア) ②、⑨、⑩について、当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、不存在。
- (イ) ⑧の時間額については、条例第７条第２号の公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、不開示。
- (ウ) ⑪については、条例第７条第６号の事業の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがある情報に該当し、不開示。

- (4) 審査請求人は、令和6年8月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分のうち本件開示請求中⑪に対応する令和6年度教室配置図（以下「本件公文書A」という。）に係る部分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

審査請求にかかる処分は、次のとおり違法、不当である。

- (1) 津市立〇〇中学校における今年度の教室配置図の開示請求にあたり、本件公文書Aが非開示とされた理由は「津市情報公開条例第7条第6号の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当」するというものである。
- (2) 公立学校の教室の配置は、校舎の外から見える位置に貼りだしている学校や、学校要覧等に掲載している学校もあるほどである。第三者に知られたからといって事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは到底いえず、理由を述べるまでもなく、開示対象となるのが当然である。実際に当組合は他市に情報公開請求をし、審査請求なしに教室配置図を入手しており、文部科学省に提出された津市立〇〇中学校の教室配置図を、文部科学省に対して情報公開請求した場合もおそらく同様に開示対象となると思われる。不開示と判断することが不自然である。
- (3) 事業の適正な遂行に支障を及ぼすと考えられている理由が「教室配置図を用いて、学校に侵入し、生徒に危害を加えることが考えられる」というものであると仮定すると、無差別に危害を加えたいと考える者であればどこの教室にいる生徒かは不問であるため、教室配置図は不要であり、不開示とする理由がない。特定の生徒に危害を加える意志がある者であったとしても、単なる教室配置図ではどこに対象者がいるかは読み取れないため、やはり不開示とする理由がない。また、そのような犯行をしようとしている者が情報公開請求によって氏名や住所を市に対して予め明かし、身元を判明しやすくするというのは極めて不自然なことである。
- (4) 事業の適正な遂行に支障を及ぼすと考えられている理由が「理科室や音楽室等の特別教室に保管されている物品が盗難に遭う恐れがある」というものであると仮定すると、単なる教室配置図からは特別教室の鍵の保管場所や入手方法までは読み取れないため、教室配置図を不開示とする理由はない。特別教室の窓を破壊して侵入するというような状況が想定されてい

るとしても、教室配置図が第三者に知られることが、そのような犯行に繋がるとは考えにくい。そのような犯行をしようとしている者が情報公開請求によって氏名や住所を市に対して予め明かし、身元を判明しやすくするというのは極めて不自然なことである。理科室や音楽室といった特別教室はどの学校にもあって当然のものであるという点でも、防犯を理由とした不開示決定には合理性がない。

- (5) 津市立〇〇中学校の職員数からして、同校には休養室の設置義務があるが、当組合が電話にて問い合わせを行った結果、同校には休養室が未設置であることがわかった。教室配置図があれば、法令で設置することが義務付けられている部屋が本当に設置されているかを知ることができるが、設置義務のある部屋を設置していない証拠物である教室配置図を不開示とする行為は「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ではなく「事業の不適正な遂行が明らかにしないため」であるという疑念を市民に抱かせることにも繋がりうる。これは条例第1条で示された「本市の諸活動を住民に説明する責務を全うするようにし、住民の理解と批判の下に、住民の参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」という箇所に照らし合わせても不適切であるといえる。

4 実施機関の弁明

本件公文書Aについては、開示した場合、様々な学校備品の保管場所や、生徒の当該校における生活状況等も明るみになることから、当該校における防犯事務の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると判断した。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件処分のうち本件公文書Aの教室配置図が条例第7条第6号の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとして不開示とした部分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人から提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき実施機関より口頭による意見陳述を聴取した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 本件の概要について

本件は、審査請求人が、津市立〇〇中学校における衛生委員会及び職場

巡視の頻度、休養室の設置の有無、衛生管理者の選任並びに非常勤講師に対する有給の授業準備時間の確保を確認するために、2(1)に記載の津市立〇〇中学校に関する文書について、開示請求を行ったことに起因するものである。

審査請求人が処分の取消しにより開示を求めるのは、本件開示請求の対象とする2(1)にある津市立〇〇中学校に関する文書のうち、⑪校内見取り図について特定した本件公文書Aである。

(2) 審査請求人による意見書の要旨

弁明書によると、実施機関は、教室配置図を開示することにより、津市立〇〇中学校における防犯事務の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるという考えである。しかしながら、教室配置図は教室の配置を示したものにすぎず、個々の備品の保管場所を示したものではない。また、学校設備の大半は教室であり、教育課程に則って教育活動を行うために必要な音楽室や理科室等があるというのは全国のどの学校でも同じであり、生徒に関する情報が記されているわけではなく、生徒の生活状況等が明るみになるものではない。

(3) 実施機関による口頭意見陳述の要旨

教室配置図については、一般的には、どの学校にも昇降口等に掲示されているものであり、保護者や来校される地域の方、関係業者等特定の来校される方に対する案内のために掲示しているものである。

平成13年の大阪府内の小学校で起きた事件以降、学校の安全管理、とりわけ不審者の敷地内への侵入等に対する防犯対策は重要な課題となっており、津市内においても、平時は、校門を閉め、来校者は氏名等を記入の上、来校者カードを首にかけ、職員室等へ進むよう案内するなど、不審者対策を行っている。このような対応は、学校に用のある方を対象に、教室配置図を確認してもらった上で職員室等目的の部屋に来てもらい、不審者との区別を図る目的で行っている。不審者を完全に校舎に侵入させないことは難しいが、仮に犯罪を目論む者が事前に教室配置図を入手していた場合、より容易に犯罪に向かわせるおそれがあるとも考えられる。

したがって、配置図等の公開は防犯上、慎重を期すべきものであり、不特定多数の方が、公平に、誰もが請求でき、誰にでも同様に開示を行う開示請求の制度においては、悪意を持った第三者が同様の請求をしてくることを想定する必要があるとともに、請求があった場合には、どの請求者に

対しても一律に対応をすることになる。

津市の公立幼稚園、小中義務教育学校を所管する立場からすると、学校等での危険を排除したいと考えるため、不開示決定は妥当と考える。

(4) 当審査会の判断

条例第7条第6号（事務・事業情報）は、不開示情報として、「本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

ア 条例第7条第6号（事務・事業情報）の該当性について

配慮が必要な児童、生徒も多く在籍する学校において、児童、生徒等の安全が第一に確保される必要があるところ、本件公文書Aを開示することによって、校舎内部の状況の詳細な把握ができることから、不法侵入、窃盗等犯罪の実行が容易となり得るものであると言える。

公文書の開示請求は何人によっても行うことができるものであることから、たとえ審査請求人が休養室の確保を確認する目的であり、悪意がなかったとしても、他の請求人からの開示請求に対しても同様に開示することとなると、悪意のある者や不特定多数の者に教室配置図が渡る可能性もあり、不法侵入等の犯罪を助長する可能性は否定できない。

したがって、開示により学校の防犯事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号（事務・事業情報）に該当すると認められる。

イ 結論

以上のとおり、本件公文書Aについて、条例第7条第6号の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、不開示とした本件処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(5) 実施機関に対する審査会の要望

審査請求人から提出された公文書開示請求書において、利用目的等請求に関し参考となる事項を記入する欄に、「休養室の設置の有無を確かめるため」との記載があることから、審査請求人の目的が、教職員のための休養室が設置されているか否かを確認することであることは明らかである。

この点、実施機関は、本件開示請求の対象であった「校内見取り図」に

について、「令和6年度教室配置図」を特定した上で、条例第7条第6号の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとして当該配置図部分を不開示としたものであるが、審査請求人の目的に鑑みると、当該配置図によらずとも、他の文書によってその目的を果たせる可能性があったと考えられる。

公文書の特定に当たっては、実施機関は、開示請求者が必要とする情報について、相談に応じ、開示請求に係る情報の入手等についての的確な案内を行うように努め、開示手続を円滑に行うことができるよう要望するものである。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年10月29日	諮問書の受付
令和7年 2月13日	諮問案件の審議、実施機関からの口頭意見 陳述
令和7年 3月27日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	伊 藤 仁
副会長	松 田 典 子
委 員	岩 崎 恭 彦
委 員	清 水 真由美
委 員	富 永 健